**〇鹿児島県　公衆浴場法施行条例　＜抜粋＞**

第1条から第3条　＜省略＞

(措置の基準)

第4条　一般公衆浴場の営業者が講じなければならない法第3条第2項の条例で定める措置の基準(以下単に「措置の基準」という。)は，次のとおりとする。

(1)から(14)　＜省略＞

(15)　浴室及び当該浴室に係る設備は，規則で定める構造設備の基準を満たすこと。

(16)　浴室及び当該浴室に係る設備は，規則で定める衛生措置の基準を満たすこと。

＜以下省略＞

＜以上＞

**〇鹿児島県　公衆浴場法施行細則　＜抜粋＞**

第1条から第4条　＜省略＞

(浴室等の構造設備の基準)

第5条　[条例第4条第15号](http://www.pref.kagoshima.jp/reiki/reiki_honbun/q7010528001.html#j4_k1_g15)の規則で定める構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　ろ過器に係る構造設備の基準

ア　ろ過器を設置している場合にあつては，当該ろ過器は，1時間当たりの浴槽水の処理能力が浴槽の容量以上のものであり，かつ，当該ろ過器のろ材は，逆洗浄(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させる方向とは反対の方向に流すことにより行う洗浄の方法をいう。以下同じ。)が十分に行えるものであるとともに，浴槽水が当該ろ過器に入る前の位置に集毛器(毛髪等を除去する設備をいう。以下同じ。)を設置すること。

イ　ろ過器を設置している場合にあつては，浴槽水の消毒に用いる塩素系の薬剤の注入口又は投入口は，浴槽水が当該ろ過器に入る直前の位置に設置されている構造であること。

(2)　浴槽に係る構造設備の基準

ア　原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる温水をいう。以下同じ。)及び原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)の配管は，循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず，浴槽に直接供給する構造であること。

イ　浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては，循環している浴槽水を浴槽の底部に近い部分で補給する構造であること。

(3)　回収槽に係る構造設備の基準

回収槽(浴槽からあふれた浴槽水を回収する設備をいう。以下同じ。)を設置している場合にあつては，当該回収槽の湯水を浴用に供する構造となつていないこと。ただし，これにより難い場合にあつては，回収槽は，地下へ埋設されておらず，かつ，清掃が容易に行え，回収槽内の湯水がレジオネラ属菌が繁殖しないように消毒できる構造であること。

(4)　その他の設備に係る構造設備の基準

ア　打たせ湯及びシヤワーを設置している場合にあつては，当該打たせ湯及びシヤワーには，原湯又は原水を使用する構造であること。

イ　気泡発生装置等(気泡発生装置，ジエツト噴射装置等の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。)を設置している場合にあつては，当該気泡発生装置等の空気の取入口は，そこから土ぼこりが入らない構造であること。

ウ　屋外にも浴槽を設置している場合にあつては，屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混ざらないような構造であること。

(浴室等の衛生措置の基準)

第6条　条例第4条第16号の規則で定める衛生措置の基準は，次のとおりとする。

(1)　水質に係る衛生措置の基準

ア　原湯，原水，上がり用水(洗い場又はシヤワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。)及び上がり用湯(洗い場又はシヤワーに備え付けられた給湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)の水質は，別表第1の左欄に掲げる事項につき，同表の中欄に掲げる検査方法によつて行う検査において，同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし，温泉水又は井戸水を使用するものであるため，この基準により難く，かつ，衛生上危害を生じるおそれがない場合は，色度，濁度，pH値及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の項目の基準の一部又は全部を適用しないことができる。

イ　浴槽水の水質は，別表第2の左欄に掲げる事項につき，同表の中欄に掲げる検査方法によつて行う検査において，同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし，温泉水又は井戸水を使用するものであるため，この基準により難く，かつ，衛生上危害を生じるおそれがない場合は，濁度及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の項目の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

ウ　原湯，原水，上がり用水及び上がり用湯についてはアの検査を，毎日浴槽内の湯水のすべてを換水している浴槽水についてはイの検査を1年に1回以上行い，毎日浴槽内の湯水のすべてを換水していない浴槽水についてはイの検査を1年に2回以上(ただし，浴槽水の消毒の方法が塩素系の薬剤によるものでない場合には，1年に4回以上)行い，その結果は，検査の日から3年間保管すること。

(2)　浴槽水に係る衛生措置の基準

ア　浴槽水は，原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより イメージ 水させ，清浄に保つこと。

イ　浴槽水は，毎日そのすべてを換水すること。ただし，これにより難い場合にあつては，1週間に1回以上浴槽水のすべてを換水すること。

ウ　浴槽水の消毒に当たつては，塩素系の薬剤を使用し，浴槽水中の遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して，その濃度は，通常時において1リツトル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでを保ち，最大時においても1リツトル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに，当該測定結果は，測定の日から3年間保存すること。ただし，原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系の薬剤が使用できない場合，原湯若しくは原水のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合，又は他の消毒方法を使用する場合にあつては，他の適切な衛生措置を講ずること。

(3)　貯湯槽に係る衛生措置の基準

ア　貯湯槽(原湯を貯留する設備をいう。以下同じ。)を設置している場合にあつては，通常の使用状態において，当該貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保ち，かつ，最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし，これにより難い場合にあつては，レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

イ　貯湯槽を設置している場合にあつては，定期的に当該貯湯槽の生物膜の状況を監視し，生物膜が発生している場合は，その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(4)　回収槽に係る衛生措置の基準

回収槽を設置している場合にあつては，当該回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし，これにより難い場合にあつては，回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに，レジオネラ属菌が繁殖しないように，回収槽内の湯水を消毒すること。

(5)　その他の衛生措置の基準

ア　打たせ湯及びシヤワーを設置している場合にあつては，当該打たせ湯及びシヤワーには，原湯又は原水を使用すること。

イ　気泡発生装置等を設置している場合にあつては，これらには当該浴槽内の湯水のすべてを換水し，かつ，浴槽に供給されて24時間以内の浴槽水を使用すること。

ウ　ろ過器を設置している場合にあつては，1週間に1回以上，当該ろ過器を十分に逆洗浄をして汚れを排出するとともに，循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し，その後浴槽を清掃すること。

エ　消毒設備を設置している場合にあつては，当該消毒設備の維持管理を適切に行うこと。

オ　集毛器を設置している場合にあつては，当該集毛器は，毎日清掃すること。

カ　洗い場の給湯栓又はシヤワーで使用する温水の温度を調整するための設備を設置している場合にあつては，当該設備を定期的に清掃すること。

キ　営業者は，自主的に施設の衛生管理を行うための手引書及び点検表を作成して，従業員にその内容を周知徹底するとともに，営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

ク　浴槽水を河川，湖沼その他の公共の水域に排水する場合にあつては，環境保全のため必要な処理を行うこと。

2　営業者は，前項第1号ウの水質の検査を行つた場合において，その結果が同号ア又はイの基準に適合していないときは，その旨を当該検査に係る公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

＜以下省略＞

別表第1(第6条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 検査方法 | 基準 |
| 色度 | 比色法又は透過光測定法 | 5度以下であること。 |
| 濁度 | 比濁法，透過光測定法，積分球式光電光度法，散乱光測定法又は透過散乱法 | 2度以下であること。 |
| pH値 | ガラス電極法又は比色法 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 滴定法 | 1リツトル中10ミリグラム以下であること。 |
| 大腸菌群 | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 | 50ミリリツトル中に検出されないこと。 |
| レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 検出されないこと(100ミリリツトル中に10cfu未満)。 |

別表第2(第6条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 検査方法 | 基準 |
| 濁度 | 比濁法，透過光測定法，積分球式光電光度法，散乱光測定法又は透過散乱法 | 5度以下であること。 |
| 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 滴定法 | 1リツトル中25ミリグラム以下であること。 |
| 大腸菌群 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年／厚生省／建設省／令第1号)第6条に規定する方法。ただし，同令別表第1に規定する希釈試料の調製は行わず，浴槽水をそのまま試料とすること。 | 1ミリリツトル中に1個以下であること。 |
| レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 検出されないこと(100ミリリツトル中に10cfu未満)。 |

＜以上＞